

北海道告示第10492号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成28年10月11日までに北海道渡島総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成28年6月10日

北海道知事 高橋 はるみ

## 1 届出事項の概要

### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

コンフォモール函館白鳥

函館市白鳥町21-26、函館市田家町16-11ほか

### (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社道南ラルズ 代表取締役 土手 光三

北海道函館市港町1丁目2番1号

### (3) 変更しようとする事項

#### ア 大規模小売店舗の運営方法に関する事項

##### (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	開店時刻		閉店時刻	
	変更前	変更後	変更前	変更後
株式会社道南ラルズ	午前8時	午前8時	午後10時	午後10時
株式会社ツルハ	午前10時	午前7時	午後10時	午後10時
株式会社Vidaway	午前10時	午前10時	午後10時	午後10時
株式会社キタムラ	午前10時	午前10時	午後8時	午後8時

##### (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前7時30分から午後10時30分まで

(変更後) 午前6時30分から午後10時30分まで

### (4) 変更する年月日

平成28年5月27日

### (5) 変更する理由

株式会社ツルハの営業時間を変更するため

## 5 届出書等の縦覧

### (1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道渡島総合振興局産業振興部商工労働観光課

### (2) 縦覧期間

平成28年6月10日（金）から同年10月11日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

### (3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで

### (4) その他

縦覧については、函館市に対しても協力依頼を行う予定であるので、縦覧場所、時間等は函館市へ問い合わせること。